

ふじさわ障がい者プラン検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を一体的に策定する「ふじさわ障がい者プラン」について検討する、ふじさわ障がい者プラン検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域課題の整理に関すること。
- (2) ふじさわ障がい者プランの策定案に関すること。
- (3) ふじさわ障がい者プランの進行管理に関すること。
- (4) ふじさわ障がい者プランの進捗状況に鑑み、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）に対する体制整備に向けた意見提案に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(組織)

第3条 計画検討委員会の委員は、12人以内とする。

- 2 計画検討委員会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置する。
- 3 計画検討委員会は、運営会議を含むものとする。

(委員)

第4条 計画検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい当事者・家族等団体の代表
- (3) 障がい児者支援関係団体の代表
- (4) 市民代表
- (5) 前4号に掲げる者のほか市長が認めた者

(委員の任期)

第5条 計画検討委員会の委員の任期は、3年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第6条 計画検討委員会に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表は、会務を総理し、計画検討委員会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 計画検討委員会は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

- 2 計画検討委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 計画検討委員会において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 計画検討委員会の委員は、会議において知り得た個人の情報について他に漏らしてはならない。

(運営会議)

第10条 運営会議は、計画検討委員会の代表、副代表、総合支援協議会の代表により構成する。

- 2 運営会議は、計画検討委員会の開催に先立ち開催する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 次回の計画検討委員会における審議内容に関すること。
 - (2) 総合支援協議会からの情報提供及び提案に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(報酬)

第11条 計画検討委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)に定めるところによる。

(会議の傍聴等)

第12条 計画検討委員会の傍聴を認める者の定員は10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

(庶務)

第13条 計画検討委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課、基幹相談支援センター及び子ども青少年部子ども家庭課において処理する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。